

各位

全4ページ
登録速報(2019-002)
2018年11月 7日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2018年11月 7日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第23538号

名称：クミスター豆つぶ250

2. 適用病害虫の範囲又は使用方法の変更の内容

農薬登録申請書第7項中、以下を変更し、別紙1【変更後】のとおりとする。

作物名「移植水稻」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

①農薬登録申請書第8項中、10)を追加し、以降を繰り下げ、別紙2【変更後】のとおりとする。

【追加事項】

10) 無人航空機で散布する際は以下に注意すること。

- ①散布は使用機種の使用基準に従って実施する。
- ②専用の粒剤散布装置によって湛水散布する。
- ③事前に薬剤の物理性に合せて粒剤散布装置のメタリング開度を調整する。
- ④散布薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、当該水田周辺部への飛散防止のため散布装置のインペラの回転数を調整し、圃場の端から5m以上離して圃場内に散布する。

②農薬登録申請書第10項中、2)を追加し、以降を繰り下げ、別紙3【変更後】のとおりとする。

【追加事項】

2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

別紙 1

【変更前】

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法
移植水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミスガヤツリ ヘラオモダカ ヒルムシロ セリ	移植後 3 日～ ノビエ 2.5 葉期 但し、 移植後 30 日まで	250g/10a	1 回	湛水散布 又は 湛水周縁散布

フェノキサリホンを 含む農薬の総使用回数	プロモブチドを 含む農薬の総使用回数	ペンシルフロリメチルを 含む農薬の総使用回数
2 回以内	2 回以内	2 回以内

【変更後】

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法
移植水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミスガヤツリ ヘラオモダカ ヒルムシロ セリ	移植後 3 日～ ノビエ 2.5 葉期 但し、 移植後 30 日まで	250g/10a	1 回	湛水散布、 湛水周縁散布 又は <u>無人航空機による 散布</u>

フェノキサリホンを 含む農薬の総使用回数	プロモブチドを 含む農薬の総使用回数	ペンシルフロリメチルを 含む農薬の総使用回数
2 回以内	2 回以内	2 回以内

別紙2

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- 1) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの2. 5葉期までに、時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布すること。ホタルイ、ミズガヤツリ、ヘラオモダカは2葉期まで、ウリカワは発生始期まで、ヒルムシロは発生期まで、セリは再生始期までが本剤の散布適期である。
- 2) 苗の植付けが均一となるように、代かきおよび植付作業はていねいにおこなうこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいにおこなうこと。
- 3) 散布の際は、やや深めの湛水状態（水深5～6cm）にして水の出入りを止めること。
- 4) 湛水散布の場合は田面に散布し、また、湛水周縁散布の場合は、水田周縁部に沿って帯状に散布し、散布後3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。また、入水は静かにおこなうこと。
- 5) 藻類・表層はく離などの水面浮遊物が多い場合は、本剤の拡散が不十分になるおそれがあるため、周縁散布をさけ、本田内で、水田全面に散布すること。
- 6) 以下のような条件下では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
 - ① 散布後に高温傾向が続くと予想される時
 - ② 砂質土壌の水田および漏水田（減水深が2cm/日以上）
 - ③ 軟弱苗を移植した水田
 - ④ 極端な浅植えの水田および浮き苗の多い水田
 - ⑤ 植穴の戻りの悪い水田
- 7) 梅雨時期等、散布後に多量の降雨が予想される場合は、除草効果が低下するおそれがあるので使用をさけること。
- 8) 散布後の数日間に著しい高温が続く場合、初期生育が抑制されることがあるが、一過性のもので次第に回復し、その後の生育に対する影響は認められていない。
- 9) 本剤は吸湿性があるので、散布時に降雨の場合には濡れないように注意して散布すること。濡れた手で扱わないこと。また、開封後は早めに使用すること。
- 10) 無人航空機で散布する際は以下に注意すること。
 - ① 散布は使用機種の使用基準に従って実施する。
 - ② 専用の粒剤散布装置によって湛水散布する。
 - ③ 事前に薬剤の物理性に合せて粒剤散布装置のメタリング開度を調整する。
 - ④ 散布薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、当該水田周辺部への飛散防止のため散布装置のインペラの回転数を調整し、圃場の端から5m以上離して圃場内に散布する。
- 11) 本剤を散布した水田の田面水を他の作物の灌水に使用しないこと。
- 12) 本剤はその殺草特性から、いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田で使用する場合は十分に注意すること。
- 13) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合や異常気象の場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

別紙3

【変更後】

10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- 1) 水産動植物（藻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- 2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- 3) 散布後は水管理に注意すること。
- 4) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上